

第49号議案

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等が同一の事由により障害厚生年金等を併給される場合において、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例付則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の芦屋市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）付則第5条第2項及び第5項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例の規定に基づき支給される傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

参 照

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等が同一の事由により障害厚生年金等を併給される場合において、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

消防団員等が同一の事由により障害厚生年金等を併給される場合において、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率を次のとおり改定することとする。

(付則第5条関係)

年金たる損害補償の種類	併給される年金たる給付	調整率	
		改正案	現行
傷病補償年金（特殊公務災害（※）の場合を除く。）	障害厚生年金等	0.88	0.86
傷病補償年金（特殊公務災害の場合に限る。） 第1級の傷病等級		0.91	0.90
第2級の傷病等級		0.92	0.90
第1級・第2級以外の傷病等級		0.92	0.91
休業補償		0.88	0.86

※ 特殊公務災害とは、消防団員等が生命・身体に対する高度の危険が予測される状況下において人命の救助等に従事し、そのため公務上の災害を受けたものをいう。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- (2) 改正後の条例の規定は，平成28年4月1日以後に支給事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し，同日前に支給事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給事由の生じた休業補償については，なお従前の例による。
- (3) 改正前の条例の規定に基づいて平成28年4月1日から施行日の前日までの間に改正後の条例の適用を受ける者に支給された傷病補償年金及び休業補償は，改正後の条例の規定に基づき支給される傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。